

平成 28 年第 2 回津南町議会定例会会議録

(6 月 17 日)

招集告示年月日		平成 28 年 6 月 6 日		招集場所		津南町役場議場	
開会	平成 28 年 6 月 15 日 午前 10 時 00 分			閉会	平成 28 年 6 月 17 日午後 1 時 36 分		
応招・ 不応招 出席・ 欠席の別	議席番号	議員名	応招等の別	議席番号	議員名	応招等の別	
	1 番	半戸義昭	応・出	8 番	津端眞一	応・出	
	2 番	村山道明	応・出	9 番	大平謙一	応・出	
	3 番	石田タマエ	応・出	10 番	河田強一	応・出	
	4 番	風巻光明	応・出	11 番	藤ノ木浩子	応・出	
	5 番	恩田稔	応・出	12 番	吉野徹	応・出	
	6 番	栞原洋子	応・出	13 番	桑原悠	応・出	
	7 番	中山弘	応・出	14 番	草津進	応・出	
地方自治法 第 121 条の 規定により 説明のため 出席した者 の職・氏名 (出席者： ○印)	職名	氏名	出席者	職名	氏名	出席者	
	町長	上村憲司	○	税務町民課長	上村栄一	○	
	副町長	村山昇	○	地域振興課長	江村善文	○	
	教育長	桑原正	○	建設課長	柳澤康義	○	
	農業委員会長	涌井直		教育委員会教育次長	清水修	○	
	監査委員	中島豊	○	会計管理者	桑原松洋	○	
	総務課長	根津和博	○	病院事務長	桑原次郎	○	
	福祉保健課長	高橋秀幸	○				
職務のため出席した者の職・氏名			議会事務局長	村山詳吾	班長	小林武	
会議録署名議員	1 番	半戸義昭		8 番	津端眞一		

〔付議事件〕

(6月17日)

- 日程第1 報告第1号 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第2 承認第4号 専決処分の承認について（平成28年度津南町一般会計補正予算（第2号））
- 日程第3 同意第1号 津南町副町長選任の同意について
- 日程第4 議案第52号 工事請負契約の締結について（仮称 津南町障害者福祉施設建設工事）
- 日程第5 { 議案第53号 平成28年度津南町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第6 { 議案第54号 平成28年度津南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 { 議案第55号 平成28年度津南町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 { 議案第56号 平成28年度津南町病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第9 請願第1号 安保法制の廃止を求める意見書の提出に関する請願書
- 日程第10 議員派遣の件について
- 日程第11 委員会の閉会中の継続調査及び審査について
- 追加日程第1 発議案第3号 安全保障関連法の慎重審議かつ適切な運用を求める意見書の提出について

議長の開議宣告

議長（草津 進）

これより本日の会議を開きます。

—（午前10時00分）—

議事日程の報告

議長（草津 進）

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日 程 第 1

報告第1号 繰越明許費繰越計算書の報告について

議長（草津 進）

報告第1号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長（上村憲司）

本件につきましては、平成27年度一般会計補正予算（第11号）及び（第12号）において御承認いただきました繰越明許費の計算書の報告であります。細部につきましては、各担当課長に説明させますのでよろしくお願いいたします。

総務課長（根津和博）、福祉保健課長（高橋秀幸）、地域振興課長（江村善文）、建設課長（柳澤康義）、教育次長（清水 修）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより質疑を行いません。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

以上で報告第1号を終了いたします。

日 程 第 2

承認第4号 専決処分の承認について（平成28年度津南町一般会計補正予算（第2号））

議長（草津 進）

承認第4号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長（上村憲司）

農業振興関係の国庫補助金の内示を受け、アスパラガスの新植等事業を早期に進める必要があったため、平成 28 年 4 月 25 日付で一般会計補正予算を専決処分させていただいたものであります。細部につきましては、総務課長、地域振興課長に説明させますのでよろしく願いいたします。

総務課長（根津和博）、地域振興課長（江村善文）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより質疑を行ないます。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行ないます。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

承認第 4 号について採決いたします。

お諮りいたします。

承認第 4 号は承認することに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり）—

異議なしと認めます。よって、承認第 4 号は承認することに決定いたしました。

日 程 第 3

同意第 1 号 津南町副町長選任の同意について

議長（草津 進）

同意第 1 号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長（上村憲司）

副町長村山昇氏から平成 28 年 6 月 30 日付をもって退職したい旨の申入れがありました。村山氏には、3 年 8 か月にわたり行政運営に御尽力を賜り、心から敬意と感謝を申し上げます。後任として、小野塚均氏を選任したいので、議会の同意をお願いするものであります。小野塚氏の略歴につきましては、参考資料のとおりであり、人格、識見ともに副町長として適任者であると考えておりますので、御同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（草津 進）

これより質疑を行ないます。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

同意第1号について採決を行います。

採決は先例に従い無記名投票をもって行います。議場を閉鎖いたします。

—（書記議場閉鎖）—

ただ今議場に在場する表決権を有する出席議員数は13名です。採決が終了するまで議場の出入りを禁止いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に（3番）石田タマエ議員及び（9番）大平謙一議員を指名いたします。

議長（草津 進）

投票用紙を配布いたします。

—（投票用紙の配布）—

念のため申し上げます。本案を可とする方は「賛成」と、否とする方は「反対」と記載願います。なお、白票、他事記載は否とみなします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

—（なしの声あり）—

配布漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行ないます。

—（投票箱の点検）—

異常なしと認めます。

これより投票を行ないます。事務局長の点呼に応じて順次投票を願います。

—（投票の実施）—

議長（草津 進）

投票漏れはありませんか。

—（なしの声あり）—

投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

これより開票を行ないます。立会人は所定の席にお着き願います。

—（開票）—

立会人は自席にお戻り願います。

議長（草津 進）

開票の結果を申し上げます。投票総数13票。内、有効投票11票。無効投票2票。有効投票中賛成9票、反対2票。

以上のとおり賛成多数です。よって、同意第1号は同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解除いたします。

日 程 第 4

議案第52号 工事請負契約の締結について（仮称 津南町障害者福祉施設建設工事）

議長（草津 進）

議案第52号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長（上村憲司）

本件につきましては、仮称津南町障害者福祉施設建設工事に係る工事請負契約の締結であります。5月30日に制限付一般競争入札を執行いたしましたので、請負業者と工事請負契約を締結いたしたく、議会の議決をお願いいたします。細部につきましては、福祉保健課長に説明させますので、よろしく願いいたします。

福祉保健課長（高橋秀幸）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより質疑を行いません。

（11番）藤ノ木浩子

NPO法人に運営を委託するということなのですが、これまでは大変小さい今の老朽化した家に、職員が2人くらいでしょうか、来て対応していたような気がするのですが、今度は建物自体が大きくなるわけなのですが、そこを管理していただくための人員というのはどういうふうになっているのでしょうか。

福祉保健課長（高橋秀幸）

今までのように小さい建物と同じような人員では、なかなか対応ができないということで、NPO法人につきましては、職員体制をセンター長を1人置いて、常勤職員を1人、そのほかにパート職員を1人ということで運営をするというふうに伺っております。

議長（草津 進）

他に質疑はありませんか。 —（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第52号について採決いたします。

議案第52号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 5

議案第53号 平成28年度津南町一般会計補正予算（第3号）

日 程 第 6

議案第 54 号 平成 28 年度津南町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

日 程 第 7

議案第 55 号 平成 28 年度津南町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

日 程 第 8

議案第 56 号 平成 28 年度津南町病院事業会計補正予算（第 1 号）

議長（草津 進）

議案第 53 号から議案第 56 号まで、一括議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

町長（上村憲司）

議案第 53 号「平成 28 年度津南町一般会計補正予算（第 3 号）」から、議案第 56 号「平成 28 年度津南町病院事業会計補正予算（第 1 号）」まで一括して主なものを説明申し上げます。

一般会計の総務課関係では、歳入で、県補助金特定地域の自立安全を支援する事業補助金の増、ふるさと支援町づくり基金からの繰入れ、雑入で自治総合センターからのコミュニティ事業助成金であります。歳出で、湯沢駅前広域観光駐車場負担金の増、コミュニティ助成事業補助金旧三箇小設計管理委託料、町 PR 用小冊子の製作などであります。

税務町民課関係では、歳出で、ごみ集積庫設置事業補助金の増であります。

福祉保健課関係では、歳入で、国民健康保険特別会計への繰出金の増。歳出で、障がい者等施設通所交通費助成事業、在宅医療啓発事業、医療機器購入による病院出資金などあります。

次に、地域振興課関係では、歳入で、農業基盤整備促進事業負担金の増、国庫補助金農業基盤整備促進事業補助金の増、県農林水産業総合振興事業補助金の増、ニュー・グリーンピア津南運営支援金繰入金金の増、観光協会貸付金元利収入などあります。歳出で、県単農林水産業総合振興事業補助金の増、農地水保全管理支払交付金の増、農業基盤整備促進事業費の増、企業誘致事業費の増、観光施設維持補修費の増、スキー場管理運営費の増、観光復興 PR 事業の増、ニュー・グリーンピア津南整備事業の増などあります。

建設課関係では、歳出で、生活道路除雪事業の増であります。

教育委員会関係では、歳入で、社会教育費負担金の減、社会教育費補助金の増、教育費寄附金の増。歳出で、育英基金繰出金の増、除排雪経費の増、教材備品購入費の増、給食業務費の増、ジオパーク推進事業費の減、体育施設維持管理費の増などあります。

国民健康保険特別会計では、歳入で、一般会計繰入金金の増。歳出で、保険料賦課経費の増などあります。

介護保険特別会計では、歳入で、地域支援包括的支援・任意事業交付金の減、繰越金の減。歳出で、在宅医療介護連携推進事業費の減などあります。

病院事業会計では、医療機器購入費及び備品購入費の増などあります。

細部につきましては、担当課長に説明させますので、よろしく願いいたします。

総務課長（根津和博）、福祉保健課長（高橋秀幸）、税務町民課長（上村栄一）、地域振興課長（江村善文）、建設課長（柳澤康義）、教育次長（清水 修）、病院事務長（桑原次郎）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより一括して質疑を行いません。

（11 番）藤ノ木浩子

保育料についてです。電算システムが改修されるということで、4月の補正で行うということなのですが、国の基準が前進したわけですが、国の基準通りに保育料の軽減を行うのかどうか、それ以上のものを町長は考えているのかどうか、お聞きします。それから、障がい者の施設、障がい者等施設通所交通費補助というのがあったと思うのですが、これは単年度で終わる事業ではないですよね。前回も人工透析の方の補助制度が変わったわけなのですが、単年度事業でないのであれば、私たちに「障がい者はこういう障がい者が対象です。」とか「こういう補助をします。」という要綱があると思うのですが、そういうものをきちんと配布していただきたいのです。対象者をきちんと明確にしていきたいのですが、そのところをもう一度お伺いします。それから、「つまり医療介護連携センター」事業負担金というのがありました。この十日町・津南地域でも連携して、医療・介護の連携が始まるということなのですが、津南町のこれまでの医療・介護の連携推進会議というのがずっとあるということですが、その進捗状況とこの十日町・津南の連携センターの目指す目標と言いますか、どういう在宅医療を目指しているのか、その点についてお伺いします。もう1点は、「ニュー・グリーンピア津南」の施設整備工事費なのですが、これまでは修繕については町は出さずしては、これから出すということになりました。次々と修繕が必要なことは、よく分かっているつもりなのですが、この予算に出てくるということは、「ニュー・グリーンピア津南」の工事についても、町が入札をするのですよね。そのところを教えてください。以上です。

福祉保健課長（高橋秀幸）

それでは、まず障がい者の関係の助成事業でございます。これにつきましては、もちろん単年度で終わる事業ではありません。今回、補正で上げさせていただいたということでございまして、津南町にないサービスのある事業所に今やむを得ず通っている方がいらっしゃいます。十日町市の事業所に通っている方でございます。そういった方については、町内になく十日町市に通わざるを得ないので、そういう方に何か手当はないのかということでした。それでございまして、今回、施設への通所に対しての助成ということで考えております。対象者につきましては、現在、うちのほうでカウントした方が35名程度いらっしゃいまして、その方に実際の通所に対して、バス実費等であれば2分の1、自家用車については1kmに対して2分の1という助成を考えております。実施要綱につきましては、細部をもう少し検討しておるところでございまして、間もなく完成をする予定になっております。それから、「つまり医療介護連携センター」

につきましては、春に全世帯に配布された資料でございまして、医師会内にそういった医療・介護連携センターを設置して、十日町市と津南町の医療と介護の連携をしていきたいということで考えております。具体的には、これから町のほうで在宅医療・介護連携推進事業等で実施をしなければならない事業等がありますので、そういった事業を、この「つまり医療介護連携センター」に委託できる事業は委託していきたいと考えております。それから、町が独自に検討しております在宅医療・介護のその会議につきましても、昨年立ち上げて検討を始めたわけでございます。今年度は2か年目ということで、それについても継続をしていきたいということで、会議については、今年度もこれから開催していきたいと考えております。

地域振興課長（江村善文）

「ニュー・グリーンピア津南」の工事の入札の件についてでございますが、これについては、昨年10月の契約更新以降、津南町で修繕については全て入札又は内容によっては随意契約になりますけれども、そういうことで全て行っております。

教育次長（清水 修）

保育料関係につきまして町長に御質問ですが、保育料は今ほどの質問のとおりでございますので、この4月でございますので、このあとシステム改修を行って国の定められた軽減措置を加味した保育料をお願いするものであります。町長からは私ども事務方には、「その国のとった軽減策、それが津南町にとってどの程度の負担軽減になっているのか。そしてもう一つ、町として独自の新しい軽減策を何か考える方法はないのか。」という指示をもらっておりますので、このシステム改修後、また検討した結果を議員の皆様方にもお知らせしたいと考えております。

（11番）藤ノ木浩子

保育料についてですが、国の基準以上のものを是非独自に実施していただきたいと思っておりますので、前向きに検討をお願いいたします。それから、交通費補助なのですが、今聞いていましたら、町外に通う方の補助なのでしょうか。そこところがよく…今の課長のお話だとそういうふうに捉えたのですが、それでいいのかどうか。それから、町のほうで35名と把握をしているのはいいのですが、利用する住民の方にごお伝えするのか。それと、この補助事業が町外の施設へ通う方だけという趣旨であるのであれば、私はもっと町内の施設にも通っている方がいいですね。そういう方の補助も検討事項に挙がらなかったのかどうか、そこをもう一度お願いします。それから、医療・介護の連携についてなのですが、先ほど課長は言われましたけれど、全く中身が具体的でないのでよく分からなかったのですが、具体的に町の会議ではどういうことを目標に医療と連携をしようというふうになっているのか、その進捗状況をお聞かせ願いたいのと、「つまり医療介護連携センター」というのは、どういうところを目標にしているのか。パンフレットはありますけれども、先ほど「津南町からも委託」というような言葉を言ったのですが、委託するというのはどういうシステムになるのか、もう一度お聞かせください。私としては、その在宅医療をどう整えるかということで、24時間の医療体制が取れるのか、医師がきちんと診れる体制になるのか、そこを聞きたいのですが、お願いします。

福祉保健課長（高橋秀幸）

まず、障がい者の関係の交通費助成につきましては、私の説明が悪かったのですけれども、町外の事業所並びに町内にも通っている方がいらっしゃいますので、そう言った方についても助成をする方針でございます。それから、在宅医療につきましては、「つまり医療介護連携センター」は今年の4月から医師会内に設置をされたということで、具体的にこれからやっていくという事業でございます。住み慣れた自宅や地域で暮らし続けるためにどういったことができるかということで、医師会や介護事業所、行政、歯科医師、そういったあらゆる団体の方が集まって、これから年次的に計画を立てて実施をしていきたいということで聞いております。町のほうから今回、補正でお願いしたのは、このセンターへの負担金ということになっておりますけれども、実際は、このセンターのほうで開催するそういった会議等に町内の社会福祉法人の方が勤務時間を割いて行くわけですね。そこについて、センターのほうから報償と言いますか、そういった手当を出したいということで、協議会の仲間に入っているのです、それについて町のほうから少し負担してほしいという意味でございます。町のほうの在宅医療につきましては、昨年から会議を開催しておりまして、今年はまだ会議を開いておりませんが、具体的に3月のアンケート調査等を基に津南町独自の在宅医療・介護の連携と言いますか、そういったサービスがどういふものかいいかということで、これから検討を開始する予定になっております。以上です。

（11番）藤ノ木浩子

障がい者の交通費なのですが、そういった方にどうお知らせするのか。それと、やはり窓口に来たときに — 保健師さんなりともいろいろやり取りはあって分かっているでしょうけれども — 誰が来てもすぐ対応できるように「こういう交通費補助がありますよ。」というようなチラシもしっかりと町として提示して、対応していただきたいと思っています。その点はどうか。少し加えさせていただきたいのですが、これは障害者施設に通う方の交通費補助なのですが、高齢者を見ますと、今、高齢者も病院に通院する、寝たきりの方を病院に連れて行くとか、そういうときに介護タクシーを利用されている方が非常に多く、津南病院にも通っている方も多いのです。そういったところにも少し目を向けていただけたらと思っているのですが、いかがでしょうか。それと、最後に「ニュー・グリーンピア津南」なのですが、入札なのですが、今年度になって — まだ議会のほうにあがっていないのかもしれないのですが — 「ニュー・グリーンピア津南」の入札をした結果がなかったのです。なので、私は「しているのかな。」と少し疑問を感じたので聞いたのです。修繕は入札をしているということなのですが、先ほど、いろいろ細かな修繕がありましたよね。グラウンドゴルフの排水だとか、いろんな部屋の壁だとか、非常にいろいろあるわけなのですが、それは一括して修繕工事の業者に全部一括りにしてお願いして入札をするのか。例えば、冷房機器だとか、和室2畳分の修繕を言いましたよね、7室あるとか。そういう修繕によっていろんなものがあるわけなのですが、一括りにするのか。私はそれぞれ違うと思うので、やはりより地元の業者に仕事が行くように、分けて入札をしたらどうかと思ったのですが、その点についてお伺いします。

福祉保健課長（高橋秀幸）

通所の交通費の助成につきましては、当然、御本人あるいは家族の方にお話は、これからきちんとしていきたいと考えております。通っている事業所のほうにも、事前に「こういったことを町が考えていますよ。」という話をしておりまして、そのように進めていきたいと思っております。それから、高齢者というか、介護の必要な方の通院ですかね。それも確かに、これからますます大変になってくるかと思っておりますけれども、今、具体的に検討はしておりません。今後、どのような在り方が良いのか、通院の助成というかたちが良いのか、あるいは、介護保険サービスで町の総合事業をこれから実施するわけでございますけれども、そういったなかで通院にお困りの方については、どういったサービスが津南町には合っているのかというようなことも検討していく必要があると思っております。

地域振興課長（江村善文）

入札については、その都度しておりまして、今年も4月に臨時議会で皆さんから御承認いただきました工事、2,300万円ちょっとの予算があるわけなのですが、客室のファンコイルについてはまだしておりませんが、3階のトイレの改修については終わっております。議会のほうに報告ということになりますと、5,000万円以上ということに。先ほど言われたように、「工事の内容によって分けたほうがいいのではないか。」という御質問についてですが、基本的には全て分けて発注しております。冷房ユニットとか冷蔵ユニットについては、当然、そっちの専門業者でないとできませんので、そういうものはそういう所に発注しておりますし、これから発注するグラウンドゴルフとかそういうものについても、当然、土建屋さんになると思っておりますけれども、そういう所に発注するように、それぞれ分類して発注する予定にしています。

（9番）大平謙一

地域振興課長が先ほど説明した中で、正面の道の所に沿った水路を、今度はパイプラインにするという話だったので、あそこの水というのは、正面水路の水を使っているわけで、パイプラインにした場合は、あそこの川に水が流れなくなってしまうのではないかと思うわけですが、あの水は、割野のほうに最終的に流れて来るので、割野とすれば、あそこに水を流さないとなると、その分だけ水が少なくなるのです。そういうのはみんな聞いたのでしょうか。

地域振興課長（江村善文）

あそこに流れている水は、今まで道路の両側を土側溝で流れていたわけなのですが、その水については、町道の陣場下貝坂線の所から道路排水の水が一つと、あとは、その農業用水の水系と2種類あるわけなのです。その農業用水用の水系の部分に枡を付けまして、そこからパイプラインで持っていくようにしております。ですから、片方の水については、そのまま開水路のまま、新しく造った側溝の中を流れていきます。田んぼにかけたあとの水については、その排水路のほうに元通り戻りますので、基本的には流量は変わらないと思います。

（9番）大平謙一

パイプラインにすれば、結局…今まで長年あそこを流れてくるというのは、水口かけたって全部かけるわけではないので流れていたのですけれど、パイプラインにした場合というのは、今言った話だと、そこに柵を作って、そこに水を出して、今までどおりにある程度は流すということなのですか。

地域振興課長（江村善文）

はい。そういうふうに聞いております。少し私が入る覚えですので、あとでまた御回答したいと思います。

（9番）大平謙一

土地改良区にも私も聞いてみたりもしますけれども、今までどおりのような水がある程度確保できるようにお願いしたいと思います。

地域振興課長（江村善文）

そこをパイプラインにするときにも、土地改良区と協議をしたうえで、取る量というか、「これだけはここに流していいんだよ。」という確認はしておりますので、その辺は大丈夫だと思います。

（3番）石田タマエ

障がい者の通所の交通費補助については、スピーディーに対応していただき、また、予算化をしていただきまして、ありがとうございました。まだ実施要綱ができていないということで、2点ほどお伺いしたいのですが、公共交通を利用した場合は、当然、半額補助ということが明確になるわけですが、自家用車の場合は、先ほど確か「km 当たり単価の半額」というふうに伺ったかと思います。km 当たり単価がもう既に決まっているのであれば、いくらなのか教えていただきたいこと。それから、これをいつから実施する予定なのか、この2点をお伺いしたいと思います。余計なことなのですが、先ほど、藤ノ木議員の御質問がありました申請・請求等々については、ほかの市町村では、事業所が代行して申請・請求をしているという形態を取っていますので、そうすると漏れ落ちがないかと思います。余計なことですが、付け加えさせていただきます。

福祉保健課長（高橋秀幸）

障がい者の通所交通費の助成につきましては、公共交通機関を利用された方は実費の2分の1。それから、自家用車の方につきましては、km 当たり40円ということで、これは町の職員の旅費に関する条例の定める車賃に準じたもので考えております。実際の助成につきましては、石田議員が今言われたように、事業所のほうに委任をするというようなかたちもできるということで、今考えて、そのように進めておるところでございます。（時期については）細部が検討されたら、速やかにしたいと思っています。

議長（草津 進）

ほかに質疑はありませんか。

（5番）恩田 稔

地域振興課長に1点伺いたいのですけれど、観光費でここに載っていないのですけれど、11月にSL運行がありますが、これは9月の議会で間に合うということによろしいのでしょうか。

地域振興課長（江村善文）

今回、載せようかどうか検討したのですけれども、まだ津南駅に停まるということはおおむね決まったのですけれども、では、そこでイベントとして何ができるのか。あと、交通整理員というか、それを各踏切り等に仕えなければいけないのですけれど、その人数もJRとの協議の中で2人でいいのか、4人いるのか、というそういう場所もありまして、その辺をもう少し詰めてから、9月の補正で計上したいと思っています。

議長（草津 進）

他に質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

討論、採決はそれぞれ議案毎に行ないます。

議案第53号について討論を行ないます。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第53号について採決いたします。

議案第53号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

議長（草津 進）

議案第54号について討論を行ないます。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第54号について採決いたします。

議案第54号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

議長（草津 進）

議案第55号について討論を行ないます。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第55号について採決いたします。

議案第55号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

議長（草津 進）

議案第 56 号について討論を行いません。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 56 号について採決いたします。

議案第 56 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 56 号は原案のとおり可決されました。

議長（草津 進）

昼食のため午後 1 時まで休憩いたします。 —（午前 11 時 53 分）—

—（休憩）—

会議を再開します。 —（午後 1 時 00 分）—

日 程 第 9

請願第 1 号 安政法制の廃止を求める意見書の提出に関する請願書

議長（草津 進）

請願第 1 号を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

総文福祉常任委員長（風巻光明）

請願第 1 号につきまして、会議規則 94 条にのっとり報告いたしたいと思っております。まず、経過について御説明いたします。本年、2 月 23 日に「つなん九条の会」の代表者 4 名、紹介者 3 名により「安政法制の廃止を求める意見書の提出に関する請願」を受理いたしました。内容の趣旨にいたしましては、「平成 27 年 9 月 19 日に国会において平和安全保障関連法が成立しましたが、本法は憲法 9 条が禁じる国際紛争解決のため武力行使を可能にするものであり、明らかに憲法違反であります。本会は、国会審議の場においても憲法学者や弁護士も憲法違反との意見もあり、国民の多数からも政府の説明は不十分との声が上がっています。そのようなことから、一、憲法違反の平和安全保障関連法を速やかに廃止すること。二、立憲主義の原則を堅持し、憲法 9 条を活かすこと。」との意見書を政府・国会に提出することを要望する請願であります。以上のことから、本請願について総文福祉常任委員会に議長より付託を受けました。

次に、委員会の審査について申し上げます。本件につきましては、3 月定例会にて審査報告を行う予定でありましたが、国民の意見を二分するような重要な議案を当委員会において軽々に結論を出すことはできないとの意見が大多数であり、閉会中の継続審査といたしました。

続いて、審査経過を報告いたします。1 回目、3 月 2 日の、3 月定例会の初日に本請願について紹介議員への質疑と討論を実施いたしました。2 回目、4 月 6 日の全員協議会のあと委員会審査を実施いたしました。3 回目、5 月 10 日の全員協議会のあと委員会審査を実施いたしました。最終 4 回目、6 月 7 日の午後、請願者の九条の会 4 名を参考人として招致し、趣旨と意見を再確認、質疑を行い、その後、総文福祉常任委員会のみで討論を行い、結論を出しました。主な意見・

討論・質疑の内容についてであります。様々な意見が出たのですが、代表的な意見だけ申し上げます。まず、賛成者は「憲法違反という考えの人も多く、中身は、武器を使ってもよい、戦闘地にも行ける法案で、次世代に戦争を可能とする法案は廃止してもらいたい。立憲主義、憲法を守る。」という立場です。反対者は、「前回、本法案の採択中止を求める請願も本会議で不採択となったので、改めて行う必要がない。」。もう一つの反対者ですけれども、「情報では、戦争を回避したいという考えで、政府は抑止力になっていると言っている。国際社会で生きていくためにも集団的自衛権を行使することが必要だ。」。慎重派の意見を申し上げます。「いまだ政府内でも議論が続いている状態なので、継続審査にしたらどうか。」、二つ目は、「集団的自衛権は国際法で認められているが、日本国憲法では認められていない。国際情勢もテロやアジアの脅威も新しく出てきた。地方議員の立場として広い情報が得られていない。高度な判断が伴うので、雰囲気判断のものではない。継続審査を望む。」等々の議論がございました。そして、最終的に結論でありますけれども、4回にわたり審査を続けてきましたが、賛成・反対者の意見は変わらず、慎重派の意見も考慮し、最終的に6月7日に総文福祉常任委員会として採決いたしました。結果、本請願は、賛成少数により不採択といたします。

以上です。

議長（草津 進）

委員長報告に対する質疑を行います。

（9番）大平謙一

今、審査内容は聞いたのですけれども、これが憲法違反だという世間ではアレだし、憲法学者も言っているわけなのですけれども、その点、皆さんの意見は憲法違反だとは思わなかったのでしょうか。

総文福祉常任委員長（風巻光明）

戦闘地へも自衛隊を派遣、海外にも派遣するので、「これは憲法違反だ。」という意見もありますし、もう一つは、「個別的自衛権の解釈拡大に相当するのではないか。だから、憲法違反ではないだろう。」というような意見も出ました。

議長（草津 進）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

請願第1号について討論を行います。

まず、本請願採択に賛成の方の発言を許します。

（9番）大平謙一

今回、非常に長時間にわたって審議をされたそうで、御苦勞様でございました。さらに、委員長が言いましたように憲法違反という考え方もあった。さらに、これは憲法の解釈拡大であると

いうことになれば、やはり、一政府、一内閣が簡単にそんなことをしてもよいとは思われない。私はそう思っております。戦争をしないためには、この憲法9条の精神をしっかりと守っていくのが筋だと思っておりますので、皆さんの御賛同をよろしくお願いします。

議長（草津 進）

次に、採択に反対の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

反対討論なしと認めます。

次に、採択に賛成の方の発言を許します。

（6番）栗原洋子

「安保法制の廃止を求める意見書の提出に関する請願」に対して賛成の立場で討論をいたします。憲法9条のおかげで、日本は70年間も戦争をしませんでした。自民党の安倍政権の解釈は、「日本が他国から攻められたら、専守防衛で個別的自衛権を行使する。武力を持たない警察では個別的自衛権を行使できないから、武力を持つ自衛隊が第2警察として対応する。しかし、自衛隊は軍隊ではないし、交戦権も持たないから、自衛隊を海外に派遣もできない。」というものでした。それを、憲法上の説明なしに変えてしまい、憲法では認められていない集団的自衛権行使・海外派兵を認め、アメリカを支援するために自衛隊を派遣できるようにしたのです。憲法を蹂躪するそのものではないでしょうか。これまで戦争をできなかった国が、戦争ができるようになったのですから、戦争法だと思います。安倍政権は、「憲法は全国民が守るもの」と言っています。これはもうアウトです。憲法の定義は、「国民が権力に対してその力を縛るもの」であり、「憲法を守る義務は権力者にある」のです。慎重審議を求めても、国民の多くの声も無視して強行採決をして成立させた安保法制は、憲法9条が禁じる武力行使を可能にするものであり、明らかな憲法違反の法律です。もう廃止しかありません。この議会の全員の皆さんの賛成を得て、この意見書を提出できますように、皆様の御賛同をお願いいたします。

議長（草津 進）

採択に賛成の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

討論を終結いたします。

請願第1号について、採決いたします。

請願第1号に対する委員長報告は、不採択です。

したがって、原案について採決します。

請願第1号について、採択することに賛成の方の起立を求めます。

—（起立6名、非起立7名）—

賛成少数です。よって、請願第1号は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

日 程 第 10 議員派遣の件について

議長（草津 進）

議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第 127 条の規定により、お手元に配布した内容で議員を派遣することとしたいと思
います。

これに御異議ございませんか。

—（異議なしの声あり）—

異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配布のとおり派遣することに決定いたしました。

日 程 第 11

委員会の閉会中の継続調査及び審査について

議長（草津 進）

委員会の閉会中の継続調査及び審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布のと通りの閉会中の調査・
審査の申出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の調査・審査に付することに御異議ありませんか。

—（異議なしの声あり）—

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の調査・審査に付することに決しました。

議長（草津 進）

暫時休憩いたします。

—（午後 1 時 13 分）—

—（休憩）—

会議を再開いたします。

—（午後 1 時 15 分）—

お諮りいたします。

ただいま、（2 番）村山道明議員から、発議案第 3 号が提出されました。これを日程に追加し
て、追加日程第 1 として議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

—（異議なしの声あり）—

異議なしと認めます。

発議案第 3 号を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第 1

発議案第 3 号 安全保障関連法の慎重審議かつ適切な運用を求める意見書の提出について

議長（草津 進）

発議案第 3 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(2番) 村山道明

先ほど、安保法案の廃止に関する意見書につきましては、皆様の十分な審議をいただきまして、誠にありがとうございました。私は今回、「安全保障関連法の慎重審議かつ適切な運用を求める意見書」の提案をさせていただきます。安保関連法案は、平成27年9月19日に成立いたしました。30日に交付され、そして本年3月29日に施行されております。成立にあたっては、多くの法曹関係者等々が違憲であると表明をするなかでもありました。私ども国民に対しましても、説明不十分との声がたくさんあります。反対運動もあるなかで強行可決に至ったものでもあります。本町の議会においては、平成27年9月に「安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書」、これを全会一致で可決いたしました。政府へ提出したところであります。今回の法律は、今なお国民に十分な理解が得られておらないのも事実でございますが、政府は、本安全関連保障法案による自衛隊等の派遣について、もっと透明性を持って慎重な審議を行い、今後の適切な運用を図るよう努めることと私は強く求めていくものであります。よって、2点について要望するものであります。1点目は、政府は、安全保障関連法の運用にあたって自衛権行使の基準が明らかでないため、国民の声を十分尊重するとともに慎重審議を行い、適切な運用を行うこと。2点目としまして、政府は、国連をはじめ多くの国際社会と連携し、世界の平和のために不断の外交努力に努め、諸外国との良好な関係を築くこと。以上、地方自治法99条の規定によって意見書を提出いたします。以上です。

議長(草津 進)

これより質疑を行います。

(11番) 藤ノ木浩子

村山議員は9月議会では、この安保法制廃止については賛同していただきました。しかし今回、継続審議、そして、この6月議会に向けて九条の会から丁寧な説明がありました。安保法制の法律の全体像ということで、丁寧に「こういう所が変わったんですよ。」と。「武力行使が盛り込まれました。世界のどこでも自衛隊が派遣されて、海外で戦争する国になるんですよ。」というきめ細かな説明があったわけですが、そういうなかでも今回は反対されました。その理由についても一度伺いたいのと、それから、この意見書ですが、「慎重審議かつ適切な運用を求める」というふうになっているのですけれども、村山議員自身は、今、安保法制が海外で戦争する国づくり、集団的自衛権で安倍首相は憲法を守らずにこれを進めたということに認めたいうえで、慎重審議と適切な運用を求めるのでしょうか。2点お願いします。

(4番) 風巻光明

今の藤ノ木議員の発言は、今、質疑は「慎重審議を求める意見書」に対してでありまして、前回の「安全保障の廃止を求める意見書」の、廃止になったことに対してのこととは全然別のものでもありますから、その質疑は取り下げさせていただいたらいかがかと思えます。意味は分かりません

か。「安保法案に対して否決した理由を述べよ。」というのは、今のこの意見書の内容と全然違う質疑でありますから、それは私は撤回したらどうかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

議長（草津 進）

今ほど、4番議員からお話がありました。中身が違うということのなかで取下げをお願いしたいと思っております。

（11番）藤ノ木浩子

いいです。答えなくていいです。では、最後に言った「慎重審議かつ適切な運用」という意味ですね。安保法制を認めているのかどうかですね。

（2番）村山道明

「慎重審議の運用を求める」というのは、先ほど言いました自衛隊法案、それから各々のいろいろな11ある法案に関しての、国内法施行関係が十分国会で論議されておられません。よって、これからその詳細が国会の審議に上げられるということに関して、「その詳細について適切な運用を図って慎重審議を求める」と。「自衛隊法、派遣の国内法整備についても同じくそのような運用を図っていただきたい」という強い要望から、この運用という言葉を用いたわけでございます。以上です。

（6番）柴原洋子

この意見書ですが、藤ノ木議員からもお話がありましたけれど、この安保関連法というのは、もう成立したわけですよ。成立したあとに、「運用に対して慎重審議をしてもらおう」と。ということは、戦争をするのであれば、もう一度慎重に審議をしれということですよ。戦争できる国を認めたのですから、戦争にするなら慎重に審議をしれ」と、そういう適切な運用を求める。その言っている意味がよく分からないのですけれど。

（2番）村山道明

その質問には、戦争に行けるとか、するとか、できるとかという言葉は私は求めているわけではございませんので。要するに、新三要件に基づいて国会審議、国会承認を事前に受けた。これを大原則にしておりますので、それらの詳細についての国内法の整備についての慎重審議の運用を求めていきたいという意見書でございますので、憲法の論議についての関係について私はお答えする気はございません。

議長（草津 進）

ほかに質疑はありませんか。

（9番）大平謙一

村山議員に聞きたいのですけれども、この法案は、自衛隊が海外に派遣する度に、その度の一

時的な法案を作って 一時限法案みたいなものですけど— 自衛隊を派遣しているわけなの
ですけども、今回、それを作れば、そういったたっぴごてら（※そういった度に）審議をしな
くても済むという、それがまず作るための最初の考えであったと思います。そこら辺りは知って
いたのでしょうか。

（２番）村山道明

それらの審議については、骨格だけが示されたものであって、詳細については今後のことだと
私は考えておりました。自衛隊の派遣についても、戦闘行為が現に行われている所については、
国会承認を受ける。自衛隊法の改正も、その度に必要ですということを考えていましたので、大
平議員御意見については、深くは考えておりませんでした。以上です。

議長（草津 進）

ほかに質疑はありませんか。 —（質疑者なし）—
質疑を終結いたします。
これより討論を行います。
まず、原案に反対の方の発言を許します。

（６番）栗原洋子

本意見書案は、安全保障関連法を認めたものであり、その運用に対しての慎重さを求めている
ものであります。この議会が以前出した意見書は、安全保障関連法成立に対して慎重に審議する
よう求めたものです。政府はそれを無視して世論の大反対のなか強行採決で法を作ったもので
あり、憲法違反である安全保障関連法の廃止を求めるべきであります。「戦争をするなら慎重に
せよ」というこの意見書案には反対であり、できれば修正を求めます。反対討論を終わります。

議長（草津 進）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。 —（討論者なし）—
賛成討論なしと認めます。
次に、原案に反対の方の発言を許します。

（７番）中山 弘

反対討論をさせていただきます。先ほど、賛成討論のチャンスを逃してしまいまして、次に来
るのかと思ったら来なかったので、ここで一言言わせてもらいます。私にすると、今、この意見
書が出ているのですが、余りにも前後しているのではないかと感じております。そして、私には
甘ぬるい。もうすぐそこに危機が来ているのに、津南町として優しすぎるようなこの意見書は、
私は賛成できません。今年アメリカの大統領が日本に初めて来て、広島に来てくれました。こ
れは言葉が良いのか悪いのか、少し難しいところですが、私は来てくれたと思っています。日本
人は、津南町も同じですが、戦争というのは、広島・長崎、また、泣いて今でもその辛さをやっ
ている沖縄、そんなものではないです。長岡の花火も新潟の花火も、なんであれをやったのかと

いうのを、もう一度思ってもらいたい。津南でも何人も死んでいるのです。もう昔あった「戦争を知らない子どもたち」なんていう、そんなものを歌っている人はいません。その歌も分からなくなるように戦争が風化されて、本当に怖いものだというのが分からなくなった。子どもが少なくなりました。なんでなんだ。元を正せばどうということだかという、住みづらくなったからだ。もう少し元に戻って、やっと平和というのが来た日本、こんなに長く平和が続いた年数はないのです。今まで戦争だらけの日本が、70年間も戦争をしなくなったのは、九条があったり、国民の権利があったり、私はそう思っています。100%の天災はないです。100%の戦争はないということはないです。まして、人間の意志で変わるのです。次の総理大臣、その次の総理大臣、どうなるか分からない。皆さん、もう一度よく考えていただきたい。私はいつも自然のことを言っています。それはなぜかと言うと、先を見ているからです。50年後の先、どなっているか。万が一、心配を今しているのは、2020年です。オリンピックにもし、「こういう日本だったら、ちょこっと懲らしめてやろうかな。」という輩がいれば、私は大変なことになる、戦後始まって以来の大騒ぎが起きるのではないかと心配しているのです。今一度、皆さんの津南を想う、日本を想う心を見直していただきたい。以上です。

議長（草津 進）

原案に反対の方の発言を許します。 —（討論者なし）—

討論を終結いたします。

発議案第3号について採決いたします。

発議案第3号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立6名、非起立7名）—

賛成少数です。よって、発議案第3号は否決されました。

議長（草津 進）

以上をもって、本定例会に付議された事件の審議は全て議了いたしました。

町長より挨拶を求められておりますので、これを許可いたします。

町長（上村憲司）

平成28年6月定例会閉会にあたり、一言、執行部側を代表させていただき御挨拶を申し上げます。本定例会に提出をさせていただきました議案、その他について、各位から慎重に御審議をいただき、また、的確なる御指導も付させていただきましたなかで、全てを承認・了解・可決をいただきましたことを、まずは深く感謝を申し上げる次第であります。ありがとうございました。ダーウィンが、種の起源でしたか、「この世に生き残る者は最も強い者であるのか。そうではない。最も頭の良い者が生き残るか。そうでもない。それは、世の中の変化に適応している者が、今、生き残っておる。」というようなことを述べられておりますけれども、なかなか意味深い言葉だな、そのように思っておるところであります。今年、我が町でも様々に御審議をいただいたとおりでありますけれども、病院の改革というもの、あるいは、「マウンテンパーク津南」の新しい活用というもの等々、様々な時代の変化というなかで町づくりも適応させるべく、

議会の皆さんと一緒に考えながら歩ませていただいております。6月定例議会を終えて、いよいよ新年度予算が名実ともに動き出すこれからであります。どうか一層の皆様方の御健勝を基として、行政の進展というもの、運営というものに、心からなる真摯な御指導を賜らんことを、繰り返しでお願いを申し上げさせていただき、6月定例議会閉会における御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。よろしくお願いいたします。

議長（草津 進）

これにて平成28年第2回津南町議会定例会を閉会いたします。

—（午後1時36分）—